

政令第九十五号

相殺関税に関する政令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第三十三項及び第八条第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第一条 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「その団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。）（」を「当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号「」に改め、「いう。）」の下に「（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。次条において同じ。）」を、「団体の」の下に「直接若しくは間接の」を加え、同項第二号中「その」の下に「直接又は間接の」を加える。

第七条第一項中「関係生産者等」の下に「（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）」を加える。

(不当廉売関税に関する政令の一部改正)

第二条 不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「その団体(その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。)(」を「当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体(以下この号、」に改め、「いう。)」の下に「(団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。)」を、「団体の」の下に「直接若しくは間接の」を加え、同項第二号中「その」の下に「直接又は間接の」を加える。

第十条第一項中「関係生産者等」の下に「(団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。)」を加える。

附 則

この政令は、平成二十八年五月一日から施行する。